

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令 参照条文

○電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	1
○国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	2
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	3
○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）	4
○特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄）	4

○電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（登録講習機関の登録）

第八十五条の二 講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行う者は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2・3 （略）

（登録の更新）

第八十五条の四 第八十五条の二第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（総務大臣による講習事務の実施）

第八十五条の十五 総務大臣は、第八十五条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第八十五条の十二第一項の規定による講習事務の休止又は廃止の届出があつたとき、第八十五条の十三第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災その他の事由によりその登録に係る講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2・3 （略）

（土地等の使用权）

第二百二十八条 認定電気通信事業者は、認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下この節において「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第三項に規定する行政財産その他政令で定めるもの（第四項において「行政財産等」という。）を除く。以下「土地等」という。）を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）に対し、その土地等を使用する権利（以下「使用权」という。）の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期

間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2 5 8 (略)

(手数料)

第七百七十四条 電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、第六十八条の三第一項の規定による登録若しくは第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者、第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者、第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者、第二百二条第一項の規定による技術基準適合認定若しくは第一百三二条において準用する第二百二条第一項の規定による設計認証を求める者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

2 (略)

○国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号) (抄)

(国有財産の分類及び種類)

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)第二条第二号の職員をいう。)の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 森林経営用財産 国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産
  - 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
  - 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
  - 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
  - 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
  - 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
  - 七 出資による権利
  - 八 財産の信託の受益権
- 2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
  - 二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百二十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
  - 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債
  - 四 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
  - 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
  - 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項に規定する短期農林債
- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。
- 1 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（使用権の設定できない土地等）

第三条 法第二百二十八条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 公共空地（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第一号に規定する公共空地をいう。次条第三号において同じ。）
- 二 道路及び道路予定区域（それぞれ道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路及び同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域をいう。次条第四号において同じ。）
- 三 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設（それぞれ都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域及び同項に規定する予定公園施設をいう。次条第五号において同じ。）
- 四 河川区域及び河川予定地（それぞれ河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域及び同法第五十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川予定地をいう。次条第六号において同じ。）内の土地（同法第七条に規定する河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。次条第六号において同じ。）
- 五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域

六・七（略）

○特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）（抄）

（河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備）

第六条 河川管理者は、流域水害対策計画に基づき、特定都市河川流域に、特定都市河川の都市洪水による被害の防止を図ることを目的とする雨水貯留浸透施設を設置し、又は管理することができる。

2 前項の規定により河川管理者が設置し、又は管理する雨水貯留浸透施設については、当該雨水貯留浸透施設を河川法第三条第二項に規定する河川管理施設と、当該雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を同法第六条第一項に規定する河川区域と、当該雨水貯留浸透施設に関する工事を同法第八条に規

3 定する河川工事とみなして、同法その他の政令で定める法令の規定を適用する。  
(略)